

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第15号 2023年10月

本号の目次

1. 第13回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって
2. 事務局だより

第13回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって

第13回政治経済学会研究大会・総会を
ふりかえって

※今年度より、自由企画の要旨を省略し、研究大会プログラムの記載も簡略化しました。

実施日: 3月3日(金)

会場: 早稲田大学国際会議場 3階会議室

研究大会プログラム

<自由企画 協力ゲームの最近の展開>

[10:30-12:00]

【企画趣旨】

このセッションでは協力ゲーム理論に関する最近の理論研究・実験研究を若手研究者に報告してもらいベテランの協力ゲーム理論家からコメントをもらう。さらに、そのベテランの研究者の最新の理論的な結果を紹介してもらうことを目的にしたものです。

司会: 船木由喜彦(早稲田大学)

報告1 (10:30-11:00): 南英明(早稲田大学 大学院経済学研究科 博士後期課程)
「Hedonic games における提携形成メカニズムの実験研究」

報告2 (11:00-11:30): 有川正伸(早稲田大学 大学院経済学研究科 修士課程) 「減価償却方法の協力ゲーム理論的公理化」

報告3 (11:30-12:00): 報告者: 近郷匠(福岡大学) "Efficient and fair solutions in cooperative games"

討論: 報告1・2の討論者: 近郷匠(福岡大学) 報告3の討論者: 船木由喜彦(早稲田大学)

休憩: 12:00-13:00

総会: 12:10-12:40

<自由論題1> ※司会者・報告者ともにZoomにより参加

[13:00~13:30]

司会：浜野正樹（早稲田大学）

報告：Myles Carroll（お茶の水女子大学）
“Ecological modernization, or ‘just transformation?’ Towards a political economy of Japan’s climate regime”

討論：なし

【 報告内容の要旨 】

This paper builds on Ford and Newell’s (2021) application of a neo-Gramscian framework to the issue of climate change politics and energy transitions and Hasegawa and Shinada’s (eds., 2016) analysis of the sociology of climate change in Japan in developing a neo-Gramscian understanding of the political economy of climate change in Japan. In so doing, it develops the concept of a ‘climate regime’ to theorize the overarching assemblage of policies, institutions, processes, and actors that collectively comprise the Japanese state and capital’s approach to climate change. The paper is animated by two questions: First, which forces within the state, civil society, and business community have played dominant roles in determining the direction of Japan’s approach to climate change mitigation? Second, how do the concrete policies instituted up until now reflect the interests of dominant forces within Japan’s climate regime and their attempts to frame the climate change response in their own terms? In answering these questions, the paper builds on Hasegawa and Shinada’s and others’ (e.g. Kameyama 2014, 2021) research on the social forces behind Japan’s climate regime to argue that Japanese climate change policy and politics has been driven by a ‘climate regime’ that

includes both a dominant ‘economic bloc’ led by the Ministry of Economy, Trade and Industry and regional power companies, while also supported by the Liberal Democratic Party, Keidanren and other firms and a subordinate, or ‘environmental bloc’ led by the Ministry of the Environment. Major climate policies have generally reflected the interests of the ‘economic bloc’, while allowing some room for compromise with the subordinate ‘environmental bloc’. Through this practice of compromise, climate change policy has thus been crafted and implemented in ways that reinforce rather than destabilize the climate regime’s hegemonic legitimacy. At the same time, the dominant role played by the economic bureaucracy and corporations has facilitated a trend towards climate change mitigation policies and a mainstream discursive framing of climate change rooted in the notion of ecological modernization that emphasizes the possibility of resolving climate change through technological adaptation advanced via market mechanisms, allowing Japan to meet its Paris Agreement emission reductions commitments whilst restoring conditions for sustained economic growth. The paper begins by outlining the history of climate change mitigation policies in Japan from the 1980s to the present, focusing on four key eras: the period leading up to the signing of the Kyoto Protocol in 1997; the period from the introduction of the Kyoto Protocol until the East Japan Great Earthquake in 2011 (3/11) that led to a temporary suspension of and renewed debate over the use of nuclear power in Japan; the period from 3/11 to the adoption of the Paris Climate Agreement in 2016, when debates over nuclear power were most pronounced; and the period since the

adoption of the Paris Agreement until the present. After surveying this history, the paper then examines existing explanations for Japan's approach to climate change mitigation, considering the perspectives outlined by Kameyama (2016, 2021), Hattori (2017, 2018), Satoh (2016), Moe (2012), Watanabe (2011) and others. After reviewing these explanations, the paper then sketches an alternative analytical approach for understanding climate regimes, building on the work of Newell and Ford (2021) rooted in neo-Gramscian theory. It mobilizes Gramscian concepts of hegemony, historic bloc, relations of force, passive revolution and trasformismo to outline a Gramscian approach to climate regimes. In the final section, the paper then applies this theoretical framework to our understanding of Japan's climate regime, providing a novel and nuanced explanation for the trajectory climate change mitigation policy has taken in Japan up to the present.

<自由論題 2>

[13:35~14:05]

司会：土屋礼子（早稲田大学）

報告：川鍋健（早稲田大学）「裁判官の民主的正当性」

討論：清水潤（白鷗大学）

【報告内容の要旨】

本報告では、まず、裁判官が民主主義社会における公職であり、何らかの民主的責任を有する主体であるべきである、という問題意識を明示する。方法としては日米の憲法実践の比較を用いる。

次に、日本の裁判官制度における民主的

正当性を検討する。この問題をめぐっては、任命が選挙によらないこと、罷免には裁判所の憲法解釈などについて重要な決定を行う最高裁裁判官について国民投票に準えられる国民審査制度があるが十分に機能していないことが指摘されている。また学説でも、裁判とそれを行う裁判官の他の権力、あるいは司法行政からの独立という憲法上の要請の観点から、裁判官人事に関してできる限り民主的統制を及ぼすべきではないのではないか、ということが主張されてきた。これに対し、本報告では、まず裁判官人事に対する民主的統制を高める必要があることを指摘する。加えて裁判官任命にあたって現実には国会が法律で裁判官の定年や資格要件などを規定することなどを通じて、裁判官選定にあたり一定の民主的統制を加えていることの意義を示す。

また、最高裁裁判官の罷免の可否を問う国民審査の活性化策を提案する。具体的にはアメリカの最高裁裁判官任命にあたって連邦議会上院が行っている裁判官候補者に対する公聴会に類似するような機会を国民審査で行うことである。このような提案をする理由は、まず、日本国憲法において、国民審査の方法については法律で定めうるし、公聴会を通じて最高裁裁判官としての資質を有しているかについての情報を広く国民に知らしめる機会として憲法上望ましいと考えられるからである。また、公聴会制度の導入は裁判官人事に党派ないしイデオロギー対立を導入してしまう危惧があるとの批判がある。これに対しては、裁判官については一定の定年と資格要件が定められ、恣意的な任命に制限があるので、仮に党派的に動員を図って最高裁裁判官を罷免したとしてもその代わりに

意中の人物を必ずしも長期に渡り最高裁判官に据えることは難しいと考えられる。そのため、裁判官人事における党派対立を起こすインセンティブはそれほど高くはないので起こりにくい、と考えられるためである。

<自由論題3>

[14:10~14:40]

司会：清水潤(白鷗大学)

報告：柴田龍人(東京大学 大学院総合文化研究科 修士課程)「自由権を侵害するリスク —選択肢と意思決定—」

討論：瀧川裕英(東京大学)

【報告内容の要旨】

他者の権利を侵害する行為を行ってはならない。では、他者の権利を侵害するリスクのある行為はどうだろうか。車を普通に運転することは、交通事故によって他者の身体的権利を侵害するリスクがあるが、許可される。一方、飲酒運転は、他者の身体的権利を侵害するリスクの深刻さから、禁止される。なぜ普通の運転は許可され、飲酒運転は禁止されるのだろうか。

権利侵害のリスクの問題について、二つの立場がある。第一に、期待効用に基づくものがある。このアプローチは、リスクによって生じる、社会全体の期待効用やリスクを被る人の期待効用の増減に基づいて、リスクの許可と禁止を論じる。第二のものが、自律性に基づくアプローチである。このアプローチは、リスクがそれを被る人の自律性を毀損する点に着目する。そして、

自律性を毀損するリスクを伴う行為が禁止される。

しかしこれらのアプローチには問題がある。期待効用アプローチには、効用以外の事柄を考慮に入れないという問題がある。例えば、深刻な健康リスクを他者に課す工場の操業も、期待効用さえ高ければ、許可される。自律性アプローチは、財産に対する権利など、自律性と関係のないリスクの不正さを論じることができない。

これらの問題に対して本報告は、権利侵害のリスクの問題を権利が保護する選択肢や意思決定から捉えることで、これらの問題を解決する。本報告は、権利が保護する選択肢や意思決定を、権利保持者が享受しているかという点から、権利侵害のリスクにアプローチする。先行研究は効用や自律性の保護という点で請求権に焦点を当てていたが、本報告は選択肢や意思決定に着目するという点で、自由権にも着目する。

期待効用アプローチに対する本報告の特徴は、次の点である。本報告のアプローチ(意思決定アプローチ)は、規範構想にとつての望ましさという観点から、選択肢や意思決定の良さを測る。規範構想にとつての望ましさと、公正や自由などの、それぞれの規範構想が実現を目指す事柄に、権利が寄与する度合いである。この点で本報告は、効用のみを参照する期待効用アプローチと異なる。本報告のアプローチは、効用のみを参照するだけでは許可すべきかを判定できないリスクについても、許可すべきかを判定できる。

自律性アプローチに対する本報告の特徴は、次の点である。本報告が着目するのは、実際に権利保持者が直面する選択肢や、実際に権利保持者が行う意思決定が、権利が保護するものかどうかという点である。

これには次の利点がある。すなわち、本報告は、自律性の毀損だけでなく、選択肢や意思決定の毀損を広く捉える。それにより、自律性アプローチが不正さを捉えることのできないリスクの不正さが、説明可能になる。例えば、自律性に影響を及ぼさない財産的権利へのリスクも、選択肢や意思決定の毀損を捉えることで、不正さが説明可能になる。

休憩：14:40-15:00

<自由論題4>

[15:00-15:30]

司会：ドイル彩佳（早稲田大学 大学院政治学研究所 博士後期課程）

報告：押谷健（早稲田大学 大学院政治学研究所 博士後期課程） 宮本雅也（日本学術振興会 特別研究員 PD・東京大学）

「契約主義の関係論的理解によるケアの倫理に対する応答」

討論：田村哲樹（名古屋大学）

【報告内容の要旨】

ケアの倫理・ケア倫理学(care ethics, ethics of care)は、1980年代前半における、C. ギリガンの道徳的発達理論、S. ルディックの「母的思考」の提唱、N. ノディングスのケアリングの分析に端を発するとされている。その後、V. ヘルドの倫理理論としての位置づけ、E. キテイら政治理論上の立場としての提唱を経て、ケア倫理学は規範的政治理論において重要な立場の一つとなったと言ってよい。日本においても、岡野八代の『フェミニズムの政治学』など、

いくつかの著作・論文が公表されている。

ケアの倫理は、主流の政治理論・道徳理論に対して批判的な見解をとる。とりわけJ. ロールズをはじめとする契約主義 (contractualism) に対して厳しい批判を展開している。ケアの倫理の論者は契約主義を、自由で平等な人格として一般化された行為者の間の自発的な合意の結果として生じた義務や責務のみに規範的正当性を認める立場として理解する。このような一般化された行為者モデルに基づく個人主義的な (individualistic) 理論は、人間である以上不可避免的に生じるケア関係の事実や、そうした関係から生じる義務や責務を見逃している、ケアの倫理の論者は指摘する。

この報告では、契約主義に基づく立場からケアの倫理に応答することを試みる。ケアの倫理の論者の批判は戯画化された理解に基づく批判である。本報告で、われわれは、契約主義を個人主義的理論ではなく、ケア倫理と同様、関係論的 (relational) 理論として理解する。ここで関係論とは、非自発的な関係を含めて、諸々の関係ごとに特有のしかたで義務や責任が生じる立場を指す。契約主義によれば、そのような諸々の関係のひとつとして、道徳的人格間の関係があり、道徳的要請はそのような関係に立つ人々が互いに負いあう責務として理解される。したがって、契約主義もケア関係に特有の義務・責任が存在するという点も認め、適切なケア提供が可能になるような社会環境を命じる原理を支持することができる。以上のように、契約主義の立場はケアの倫理における関係の重視と大きく異なるものではない。

本報告では、このような契約主義に対する関係論的な理解を明らかにしたうえで、従来のケアの倫理の立場は契約主義によ

る補完を必要とすると主張する。ケアの倫理は、ケア関係が、依存者と依存労働者のいずれに対しても強制や支配などに陥らないようにするために、ニーズ解釈の政治を通じて、「適切なケア」とは何かを解釈する必要がある。この点を契約主義側の用語で表現すると、ケア関係に対する「適切な価値づけ」が必要であるということになる。さらに、ケア関係に対する適切な価値づけを行うためには、ケアの価値と、道德関係などの他の関係の中で重視される諸価値（自律や平等など）との関連を明らかにしなければならなくなる。そのような諸価値の間の調整をはかるためには、むしろ、契約主義が有効であると主張できる。

<自由論題 5>

[15:35-16:05]

司会：田村哲樹(名古屋大学)

報告：ドイル彩佳（早稲田大学 大学院政治学研究科 博士後期課程）“Global constitutionalism and the problem of constituent power”

討論：押谷健（早稲田大学 大学院政治学研究科 博士後期課程）

【報告内容の要旨】

The origin stories of national constitutions are often heavily flavored with the myth of a constitution created upon the free will of a sovereign people exercising their constituent power. This is a thoroughly inward (domestic) looking perspective that is incompatible in an era where constitutional principles are being extrapolated to the international sphere. Once taken as granted, classical concepts of constitutionalism,

such as constituent power, are being challenged and reworked within this paradigmatic shift.

This article will take one of the most statist-oriented concepts, constituent power, and examine it within the framework of global constitutionalism. Specifically, in the first section, this article will focus on Mattias Kumm’s “different, revised understanding of constituent power”, which forms the basis of his integrated concept of global public law. As one of the foremost proponents of global constitutionalism from a cosmopolitan perspective and advocate of the importance of an “international community”, his understanding of one of the bedrock concepts of constitutionalism warrants an examination. Kumm calls for an interpretation of constitutional law based upon the “Trinitarian constitutionalist formula of human rights, democracy, and the rule of law”, and accordingly understands constituent power to be endogenously circumscribed by these three normative pillars. Kumm theorizes that constituent power is vested not only in the people of a particular state, but also in the international community as a whole. This is a clear departure from classical understandings of an all-mighty constituent power with the ability to single-handedly create a legal order out of nothingness. Furthermore, Kumm calls for a “revised understanding of constitutionalism” that is “both cosmopolitan and post-positivist”.

In the second section, this article will examine criticisms aimed at such a global constitutionalist understanding of constituent power. In particular, this article will focus on the views put forward by Martin Loughlin and Dieter Grimm, both of whom are critical of this emerging reconceptualization. Particular heed is paid to the

legitimizing basis of constituent power, and on the function of the connection between the constituted and constituent power.

This article concludes by answering to these criticisms from Kumm's normativist perspective. This paper will then argue that a renewed understanding of constituent power that is substantially disengaged from foundational myths is necessary for the concept to be viable and pertinent in the era of global constitutionalism that we are, with no doubt, heading into.

事務局だより

【2022 年度総会議事録】

日時：2023 年 3 月 2 日（木）17:00 ～ 17:30 場所：オンライン@Zoom

出席：船木(代表理事／議長) 土屋礼子(事務局長／議長)、田中久稔、日野愛郎、谷澤正嗣委任：多湖淳、浜野正樹、尾野嘉邦、福島淑彦
欠席：田中孝彦

1. 2022 年度事業報告

1. 研究大会の開催

2022 年度の研究大会は、2023 年 3 月 3 日(金)、国際会議場にて対面で行う。

2. ニュースレターの発行と配布・掲載
政治経済学会ニュースレター第 14 号を 2022 年 10 月に発行し、会員に配布した。

3. ホームページの運営
学会ホームページにおいて、上記の活動について掲載した。

4. 会員名簿の点検及び更新
会員名簿の点検をつづけ、名簿を確定した。
5. 過去 5 年分の所得税源泉徴収税の支払いを所轄税務署に行った。

2. 年会費の徴収停止

昨年度から検討していた年会費を 2021 年度から当面徴収しないことを正式に決定する。ただし、2021 年度以降、振り込まれた会費については、会員本人の希望があった場合にのみ、2023 年度末までは返還する。それ以降は返還しないこととする。

3. 2021 年度会計報告

2021 年度は収入 7,013 円、支出 2,711 円、差額は 4,302 円である。この結果、2021

年度繰越金は 1,536,488 円（ゆうちょ銀行 1,530,148 円+振込み専用 6,340 円）となった。

4. 2022 年度会計報告

2022 年度は収入 4,012 円、支出 38,044 円、差額は-34,032 円である。この結果、2022 年度繰越金は 1,502,456 円（ゆうちょ銀行 1,498,896 円+振込み専用 3,560 円）となった。

5. 2023 年度事業計画（案）

1. 第 15 回研究大会の開催

2023 年度（第 15 回）研究大会を 2024 年 3 月に開催する。できる限り、教授会の翌日とする。開催方式は、原則として対面で開催する予定である。

2. ニュースレターの発行と配布・掲載
政治経済学会ニュースレター第 15 号を発行し、2022 年度研究大会の報告を会員にメールにて配布し、同時にホームページに掲載する。

6. 2023 年度予算（案）

2023 年度予算案は収入 0 円、支出 27,900 円である。主にさくらインターネットのレンタルサーバー利用料やサービスのドメイン更新料およびその手数料、学会当日の機材や備品の支出を予定している。

7. その他

【政治経済学会 第14回研究大会 自由企画・自由論題 公募のお知らせ】

政治経済学会の第14回研究大会は2024年3月5日(火)に開催されます。開催形式はハイブリッド開催を予定しております。

第14回研究大会では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

(1) 自由企画

自由企画は、報告・司会をパッケージにしてご提案いただくものです。討論者の指定は任意となります。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様で企画をご相談のうえ、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として3名といたします。すべての報告者は大会一週間前までにフルペーパーを提出し、討論者に送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

(2) 自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。自由企画と同様、討論者の指定は任意となります。報告者は大会一週間前までにフルペーパーを提出し、(討論者を指定した場合は)討論者に送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

応募方法：報告希望者は第一次募集 2023年12月15日(金)15時までに、応募専用URLより、下記の項目を記入してください。(フルペーパーの締め切りは大会開催の一週間前となります。)一次募集終了の段階で空きがある場合には第二次募集を行う可能性があります。その場合には、学会 Web ページで情報を提供します。

応募専用URL：<http://www.jape-net.org/meeting/contact.html>

必要項目：①氏名、②所属、③連絡先(確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください)、④企画および報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨(800字～1,200字程度)、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属、⑦自由論題であり、かつ討論者を希望する場合には、第1希望と第2希望の討論者の氏名、所属、連絡先(電子メールアドレス等)、⑧報告論文の学会 HP 上における公表を希望するか・否か

2024年1月下旬までに審査を行い、採否を決定のうえ、お知らせいたします。

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります(パネルには非会員を含めて構いません)。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会1ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

修士課程学生の報告について: 自由論題報告については、指導教授の推薦があり、学会が適当と認める場合には、2024年3月に修士課程を修了予定の大学院生(修士課程在籍者)も報告が可能です。その場合は、学会ホームページから指導教授の方に御記入いただく当会所定の推薦状用紙をダウンロードし、報告の応募を行う際に併せて提出して下さい。下記の宛先に、郵送・学内便、または電子メールで送付してください。

推薦状の送付先

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学政治経済学術院
電子メールアドレス：
japeoffice@gmail.com

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。ご応募およびご質問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス
jape-office@list.waseda.jp

政治経済学会ホームページ
<http://www.jape-net.org/>

【会費について】

重要: 2022年度以降、本会は会費の徴収を停止しております。会員各位におかれましては、新規のご入金は控えていただくようお願い申し上げます。

【名簿更新について】

当学会は、情報環境の変化への対応や学会運営コスト削減のため、ニューズレター

の電子データ化や学会関係の案内のEメールによる送付を順次進めて参ります。

つきましては、2023年度の所属や住所変更とともに、Eメールアドレスのご登録をお願い致します。また、既にご登録いただいているにもかかわらず、当学会からの案内・連絡がEメールで届いていないようでしたら、よくお使いになるアドレスを改めてご登録ください。

下記の専用URLまでアクセスの上、更新情報をご記入ください。

名簿更新用URL: <http://www.jape-net.org/meibo/contact.html>

2023年8月

発行: 政治経済学会

代表理事 荻沼隆

事務局長 土屋礼子

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学政治経済学術院

政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534

FAX 03-3208-8567